

平成30年度第3回  
 国保事業の運営に関する協議会  
 資料4

平成30年度国民健康保険料(税)多子世帯減免の実施状況結果一覧

市名	平成30年度多子世帯減免の実施予定	多子減免対象	減免内容	補足	所得制限
昭島市	実施する	18歳以下第2子から	第2子の均等割2分の1、第3子以降の均等割9割それぞれ軽減。	法定軽減に該当する世帯は、法定軽減優先。その軽減額が多子軽減より少ない場合は、差額を減額。	なし
東大和市	実施する	18歳（高校生世代）以下第3子から	第3子以降の均等割を無料化。		なし
清瀬市	実施する	18歳未満第2子から	第2子以降の均等割を5割軽減	5年間の時限措置（平成30年度より）法定軽減優先。多子減免と差額がある場合は差額を減額。	世帯所得 300万円